

知ってる?

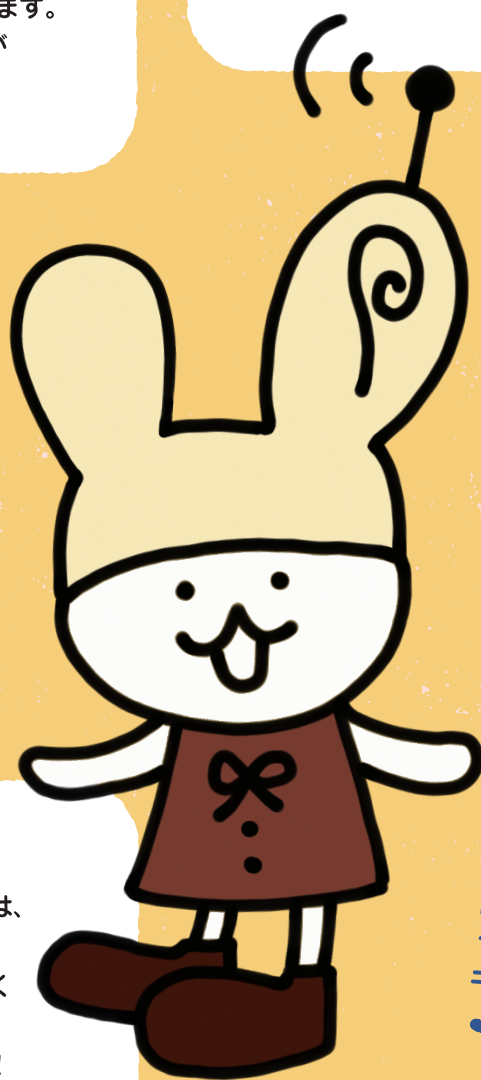
働く人を 守るルール



「働く」ということは、人とつながって、社会がまわっていくための活動への参加です。

働くことは、生きがいとなるし、誇りにもなるし、人の役にも立てます。働いて収入を得て、自分や家族が生活していくことができます。

「職場」(働くところ)は、働く人にとって安全・安心でなければなりません。そのため、「雇われている」という弱い立場の働く人が守られるように、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法などさまざまな「労働法」があります。



<いつもアンテナをはっている>

おしゃべり大好き、
“キクよん”でーす
<みんなの声を聞く係>
<長い耳がチャームポイント>

「話したいな」
「言いたいことあるよ」
っていうみんなの話を
キク(聞く)よん

このハンドブック
「知ってる? 働く人を守るルール」は、
「労働」についての法律や、法律に
違反している例などを分かりやすく
説明しています。
知っておくと、きっと役に立ちます!

「知ってほしいな」って
思うこともつぶやくよん

目次

1. 仕事を探すときに、確認すること

- Q1 何歳から働き始めてもいいのですか? 1
- Q2 どんな仕事でもできますか? 2
- Q3 仕事は、どのようにして探すのですか? 3

2. 働くときの手続き

- Q4 アルバイトを始めるときに、年齢を確認されるのですか? 5
- Q5 働く時間や給料などは、どのようにして確認するのですか? 6

3. 働く時間についてのルール

- Q6 働きたいだけ、長い時間働いてもいいですか? 7
- Q7 時給が高いので、夜遅いアルバイトをしてもいいですか? 7
- Q8 休憩をとらずに、長い時間働いてもいいですか? 8
- Q9 毎日、休みなく、働いてもいいですか? 8

4. 給料についてのルール

- Q10 募集していた時給より下げられても、仕方がないのですか? 9
- Q11 給料をもらえる日は、毎月決まっているのですか? 10
- Q12 遅刻やミスをしたら、罰金として給料から差し引かれても、仕方がないのですか? 11

5. 仕事をやめるときルール

- Q13 仕事をやめたいときは、いつでもやめられますか? 12
- Q14 仕事でミスをしてしまったら、「明日から来なくていい」と言われるようなことはありますか? 13

6. 困ったことがあったとき

- Q15 働いているところの人に、どなられたり、いじめられたりしたら、どうすればいいですか? 14
- Q16 仕事中にケガをしてしまったら、どうすればいいですか? 15
- Q17 働いているところで困ったことがあったら、どうすればいいですか? 16

仕事を探すときに、確認すること

Q1 何歳から働き始めてもいいのですか？

▶ 「就労最低年齢」と言って、「15歳になったあとの4月1日から」と、労働基準法という法律で決まっています。

✕ 中学校の卒業式が終わっても、3月に働くことは法律違反となります。

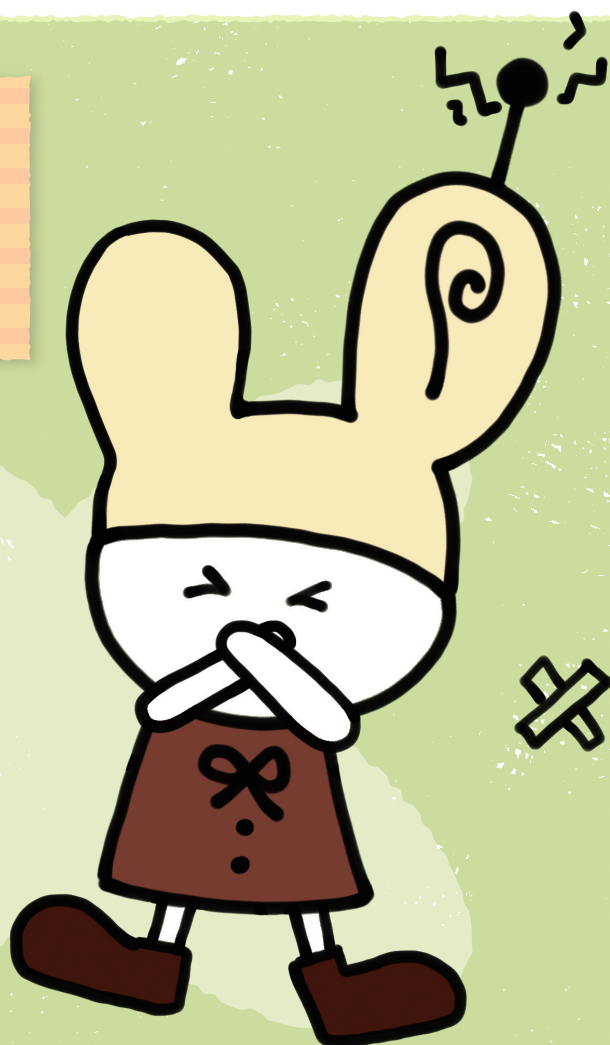
例外として、15歳までにしてもいいと認められている仕事があります。

新聞配達など軽い労働であれば、雇う人が労働基準監督署で許可をとると働くことができます。

しかし、13歳になるまでは、軽い労働も含めて働くことは禁止されています。

労働基準法

労働基準法とは、最低限守らなければならない労働条件を決めた法律です。働き始めてもよい年齢、危険で有害な労働、賃金、労働時間などについて定められています。



働いてお金を稼ぎたいと思ったら、仕事を探さなくてはなりません。
仕事を探すときに、注意することを確認しましょう！

Q2 どんな仕事でもできますか？

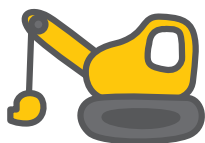
▶ 18歳になるまでは、身体や心の成長に悪い影響を及ぼす「危険で有害な仕事」に雇ってはいけないことになっています。

危険で有害な仕事の例



建築現場などで

- ・高さが5メートル以上で、落ちる恐れがある場所での仕事
- ・深さが5メートル以上掘られた場所での仕事
- ・足場の組み立てや、建物などを解体する仕事
- ・クレーンや大型トラックなどの運転



法律に違反した仕事をさせられて、死亡した子どもがいます。

アルバイトとして雇われていた少女(15歳)が、屋根に設置された太陽光パネルを点検、清掃中に、約13メートル下のコンクリート床に落ち、死亡しました。

(2017年、茨城県)



重たい物を取り扱う仕事

年齢や性別によって、取り扱える物の重さが決められています。重たいものを持つ引っ越しのアルバイトなどをするときは、雇う人に確認しましょう！

アルバイトで解体工事現場へ行かされ、働いていた中学3年生の男子生徒(14歳)が、崩れた壁の下敷きとなって死亡しました。

(2012年、栃木県)



危険物を扱う仕事(火薬、塩酸、ガソリンなど)

ガソリンを加工するなどの作業はできません。ただし、ガソリンスタンドで車への給油はできます。



お酒を提供する場所でお客さんと会話などをする仕事

バーやキャバクラ、パーティー会場などで、お客さんにお酒をついだり、会話するなどは禁止されています。ただし、ファミリーレストラン、居酒屋、ホテルの宴会場などで、お客さんにお料理やお酒を運んだり、片付けたりはできます。

法律に違反した仕事をさせて、雇っていた人が逮捕されました。

コンパニオン派遣会社が中学生と高校生を宴会場に派遣し、お酒をついだり、会話の相手をするなどさせていました。この会社の役員は逮捕されました。

(2017年、北海道)

Q3 仕事は、どのようにして探すのですか？

▶ 「ハローワーク」という仕事の紹介などをしてくれる国の機関が全国にあります。

▶ 仕事の情報を得る方法

- ・求人サイトやアプリ
- ・駅やコンビニに置いているバイト情報誌
- ・お店の張り紙
- ・友人、知り合い、家族、親戚などからの紹介

こんな求人広告は？

いつも求人広告を出している



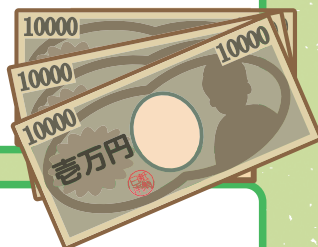
働いている人が次々とやめて、入れ替わっているのかもしれない。
職場で何か問題がある可能性があります。



給料がとてもいい



異常に給料が高いアルバイトは、法律に違反するような仕事かもしれません。高齢者をだましてお金を受け取る仕事に高校生が雇われて、特殊詐欺で逮捕される事件が全国で起こっています。インターネットやSNS上での「短時間・高収入で手軽なアルバイト」に応募したり、先輩からの紹介で断れなかったりなどして、かかわってしまうことになったそうです。



仕事の内容があいまいで、雰囲気の良さが強調されている



「誰でもできる簡単な仕事」など仕事の内容や労働条件についてくわしい説明がなく、「楽しい職場」「若いスタッフ」など仕事以外のことをアピールしている場合があります。働き始めてから、「こんなはずじゃなかった」と思うことになるかもしれませんので、仕事の内容や労働条件を応募する前にきちんと確認しましょう！

インターネットやSNSでは、「闇^{やみ}バイト」と言われる犯罪にかかわるような仕事が募集されていることがあります。

求人サイトやアプリの運営者は、よく知られた会社ですか？
運営者がどういう会社か、どういう人か、情報がきちんと書かれていますか？

知り合いなどからの紹介だと安心と思う一方で、働き方や給料などの条件がいまいになってしまふ場合があります。
また、何かトラブルがあったとき、言いたしづらかったり、やめづらかったりするかもしれないということもあります。

実際に働き始めると、仕事の内容、働く時間、給料などが、求人広告とちがう場合があります。疑問に思うことは、雇っている人に聞きましょう！
→Q5とQ10も見ましょう！



Q4 アルバイトを始めるときに、 年齢を確認されるのですか？

- ▶ 年齢を確認されなかったり、
氏名と生年月日が書かれた書類を出すように言われなところは、
「働く人を守るルール」をきちんと知っていない可能性があります。
- ▶ ねん れい しやうめい しよ「年齢証明書」と言います。学生証や健康保険証のコピーではありません。
- ▶ 18歳になる前の人を雇うときには、市・区役所などで発行している住民票など、
「年齢証明書」を雇う人は保管しなければなりません。



こんなとき
どうする？

「年齢を聞かれたら、20歳と答えるように」と言われた……

- ▶ 18歳になる前にさせてはいけないと法律で決められた「危険で有害な労働」かもしれません。
当てはまっているか、Q2を見て、確認しましょう！

仕事が決まり、働き始める前に、雇う人と働く人の間でいろいろな手続きがあります。
ルールがきちんと守られているか、確認しましょう！

Q5 働く時間や給料などは、 どのようにして確認するのですか？

▶ 雇う人は、働く期間、働く場所、仕事内容、働く時間、休憩時間、休日、給料、給料の支払い日、退職などについて書いた書類を作成して、働く人に渡さなければなりません。

👉 「ろう どう じょうけん つう ち しょ労働条件通知書」と言います

▶ 「労働条件通知書」をもらったら、大切に保管しましょう！ 最初に確認した働く時間や給料などが実際とはちがうときに、しやう証拠となります。

分からないことがあれば
質問をし、無理な条件が
あれば、話し合しましょう！



しゅう ぎょう き ぞく 就業規則

就業規則とは、校則のような職場でのルールで、働く時間、賃金、退職などについて書かれています。10人以上の人を雇っているところでは、就業規則を作り、誰もが見られるようにしていなければなりません。必ず目を通しておきましょう！

もし就業規則がろう どう き じゅん ぽう労働基準法の基準を下回っていたら、労働基準法の方が優先されます。

あん ぜん せい ぎょう いく 安全衛生教育

仕事によっては、仕事に必要な安全や衛生についての教育(研修)を雇う人が行う必要があります。仕事でのケガや病気などを予防するために、働き始めたときに研修があるか、確認しましょう！

こんなとき どうする？

働く時間を勝手に変更された……



「労働条件通知書」で決められた働く時間(「シフト」とも言います)を変更するとき、働いている人の合意が必要です。雇っている人が一方的に変更することは、認められていません。困る場合は、理由を説明して断ってもだいじょうぶです。

Q6

働き方いだけ、
長い時間働いてもいいですか？

- ▶ 働ける時間は、1日に8時間まで、1週間の合計は40時間までと、法律で決められています。
- ▶ 18歳になる前に、残業をさせてはいけないことになっています。



Q7

時給が高いので、
夜遅いアルバイトをしてもいいですか？

- ▶ 午後10時から翌日の午前5時の間、18歳になる前には働かせてはいけないことになっています。

こんなとき
どうする？

コンビニのバイトで午後10時までのシフト(働く時間)だったけど、「次の人が遅れて来るから残るように」と言われた……

👉 急に言われた場合は、断ってもだいじょうぶです。

安全・安心に働くために、働く時間についてルールがあります。
無理な働き方にならないために、確認しましょう！

Q8 休憩をとらずに、 長い時間働いてもいいですか？

- ▶ 働く時間数によって、とらなければならない休憩時間が法律で決められています。
- ▶ 6時間以上から8時間以下、働くときには、45分以上の休憩時間をとれるように、雇う人はしなければなりません。

こんなとき
どうする？

「休憩時間だけど、電話が鳴ったら対応するように」と言われた……



休憩時間とは自由時間で、作業をしながらや電話をとりながらの休憩は、「休憩」とみなされません。「休憩時間です」と、断ってもだいじょうぶです。



Q9 毎日、休みなく、働いてもいいですか？

- ▶ 少なくとも毎週1日、または4週間に4日は、休みをとれるように雇う人はしなければならないと、法律で決められています。
- ▶ 18歳になるまでは、決められた休日に働かせてはいけないことになっています。

※休日とは、土・日・祝日という意味ではなく、「仕事が休み」と決められた日のことです。

労働条件通知書(→Q5を見ましょう)に書かれています。

有給休暇

有給休暇とは、仕事を休んでも、働いたときと同じように賃金が支払われる休みのことです。正社員・正職員だけでなく、アルバイト、派遣、契約も、有給休暇がとれます。働き始めてからの期間と働いた日数によって、有給休暇の日数が決められています。何日あるか、雇っている人に確認しましょう！



4 給料についてのルール

Q10 募集していた時給より下げられても、仕方がないのですか？

▶ 働く人に支払われるべき最低額の賃金が、都道府県ごとに決められています。

「さい てい ちん ぎん最低賃金」と言います。

▶ 「最低賃金」より低い時給で働かせることは、ほう りつ い はん法律違反です。

仕事を見つけたとき、時給などが書かれている求人広告のチラシやページ、またはスマホで写真をとって、保管・保存しておきましょう！

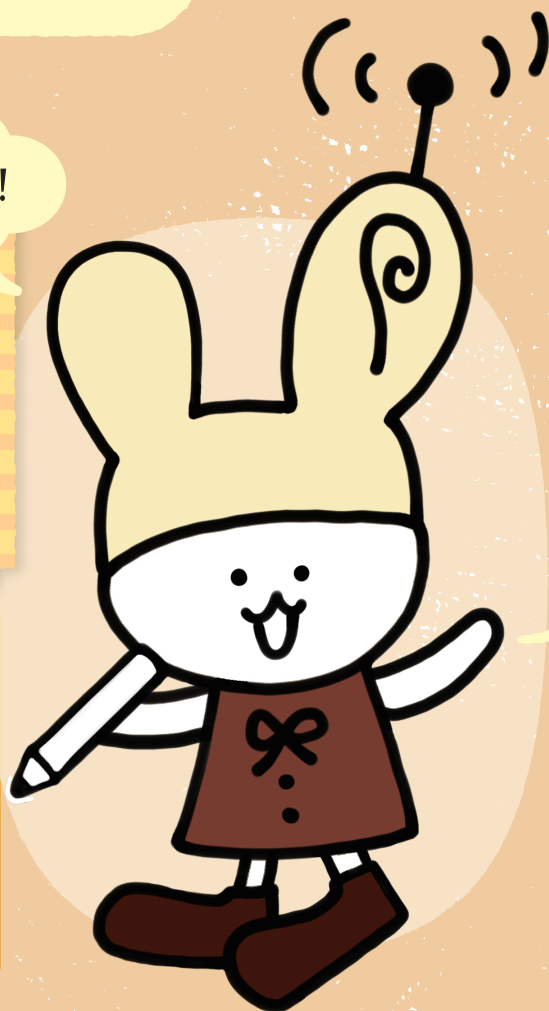
最低賃金を調べましょう！

こうせい ろう どうしやう
最低賃金は、厚生労働省のホームページに載っています。自分の地域の最低賃金を調べてここに記入し、時給が最低賃金を上回っているか、確認しましょう！



わたしの地域の最低賃金は、

円



働くことに対してもらえる賃金についても、「働く人を守るルール」があります。
きちんと守られているか、確認しましょう！

Q11 給料をもらえる日は、 毎月決まっているのですか？

- ▶ 給料は、毎月、決められた日に支払われなくてはなりません。
- ▶ 雇う人は、働いた時間・日数の分、給料を支払う必要があります。
※10分や15分単位ではなく、1分でも働いた時間に対しては支払わなければなりません。

給料の支払いについてのルール

- ・毎月1回以上
- ・決められた日に
- ・お金で(物ではなく)
- ・働いた時間分の全額を
- ・直接本人に(親など他の人ではなく)



給与明細書

いくら給料を支払っているか、という書類を雇う人は働いている人に、毎月渡さなければなりません。働いた日数・時間数、給料の金額などが書かれています。

働いた日や時間をノートにつけて、給与明細書とあっているか、確認しましょう！

そして、給与明細書は保管しておきましょう！

働いた日や時間を
ノートやスマートフォンに
記録しましょう！

働いた年月日	働いた時刻	働いた時間
2020年8月3日	13:00 ~ 18:35	5時間35分
8月4日	8:50 ~ 13:13	4時間23分



Q12 遅刻やミスをしたら、罰金として給料から差し引かれても、仕方がないのですか？

▶ ばつ きん 罰金やべん しやう 弁償などとして、給料から引くことはほう りつ い はん 法律違反です。

▶ 雇う人は、働いた分の賃金を全額支払うように決められています。

こんなとき どうする？

高校生だから、研修中だからといって、募集していた時給より下げられた……

👉 最低賃金(➡Q10を見ましょう)より低くないか、確認しましょう！

もし低ければ、最低賃金が守られていないことを雇っている人に話してみましょう！

また、労働条件通知書(➡Q5を見ましょう)に、時給がいくらか、きちんと書かれているはずですよ。書かれている時給とちがうときは、雇っている人に話してみましょう！

店を閉めた後、そうじに30分位かかるけど、そうじの時間は給料がもらえていない……

👉 開店の準備、後片付け、着替えの時間も、働いた時間と見なされます。その分が給料に含まれていない場合は、お店の責任者に話してみましょう！



食事を運んでいるとき、うっかりとお皿を落として、お皿を割ってしまった。さらに、お客さんの服を汚してしまい、お皿の代金とクリーニング代を払うように言われた……

👉 わざと割ったり、汚したりしたのでなければ、必ずしも弁償する必要はありません。お店の責任者に、なぜ支払わなければならないのか、きちんとした理由を説明してもらいましょう！

クリスマスケーキなどの販売ノルマを課された。そして、販売ノルマに達しない分を買わされた……

👉 ノルマを達成できなかった分を買い取る必要はありません。また、給料から差し引くことは法律違反です。お店の責任者に話してみましょう！



ばつ そく 罰則については、しゅうぎよう き そく 就業規則(➡Q5を見ましょう)に書かれている場合がありますので、確認しましょう！

雇っている人に話しにくいとき、雇っている人と話をしてもうまくいかなかったときは、周りの人に相談したり、相談窓口に連絡しましょう！➡Q17を見ましょう！

Q13 仕事をやめたいときは、 いつでもやめられますか？

- ▶ いつでも「退職したい」と言うことができますが、突然「明日、やめます」と言ったり、連絡せずにやめたりしないようにしましょう！
- ▶ やめたいと思う日の2週間前には、雇っている人に伝えましょう！
- ▶ いつからいつまで働く（契約期間）と決まっていた場合でも、ケガや病気などやむをえない理由で「退職したい」と言うことができます。無理だと思わずに、雇っている人に相談しましょう！

こんなとき どうする？

「代わりの人を紹介しないと、アルバイトをやめさせない」と言われた……

👉 代わりの人を探すのは、雇っている人がすべきことです。雇っている人が困るときは、話し合いましょう！

契約期間中にやめたいと言ったら、「学校に言う」「損害賠償を請求する」と言われた……

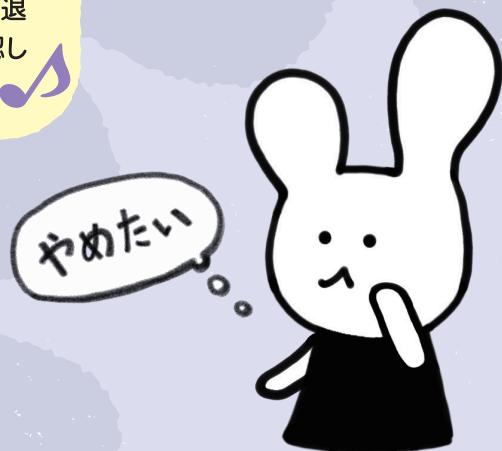
👉 「学校や親に言う」など、おどすようなことを雇っている人はしてはいけません。さまざまな状況によって、雇う人が損害賠償（お金を支払え）を請求できる場合とできない場合があります。

(())



労働条件通知書や就業規則
(⇒Q5を見ましょう)で、退職についてのルールを確認しましょう！

周りの人に相談して、雇っている人と話し合いましょう！
それでもうまくいかないときは、相談窓口に、連絡しましょう！
⇒Q17を見ましょう。



仕事をやめたいときには、雇っている人に伝えなくてはなりません。
仕事をやめるときにも、ルールがあります。お互いにルールを守って、円満な退職にしましょう！

Q14 仕事でミスをしてしまったら、 「明日から来なくていい」と言われるようなことは ありますか？

- ▶ 雇う人は、正当な理由がなく、一方的に働いている人をやめさせることはできません。
- ▶ すぐには「はい」と言わないで、専門知識をもつ人に相談しましょう！
- ▶ 雇う人が一方的に働く人をやめさせることを「^{かいこ}解雇」と言い、「解雇」しようとする場合は、少なくとも30日以上前に伝える必要があります。
- ▶ もし雇う人が30日以上前に「解雇」を伝えなかった場合、30日分以上の平均賃金を支払わなければならないと法律で決められています。

正当な理由が
必要です

どのような場合に「^{かいこ}解雇」になるかは、労働
条件通知書や就業規則(⇒Q5を見ましょ
う)に書かれています。そのミスが「解雇」に
なる場合なのか、確認しましょう！

コナクテイ

ブラックバイト

長時間の労働、休日がない、給料や残業代がきちんと支払われない、パワハラが行われているなど、働いている人を「使い捨てる」ような雇い方をしている会社のことを「ブラック企業」という言い方をすることがあります。高校生や大学生に対してもこのような雇い方をして、「試験中なのにバイトを休めなかった」「夜遅くまで働かされた」など、勉強や部活動などが思うようにできないようなアルバイトのことを「ブラックバイト」と言ったりします。

Q15 働いているところの人に、どなられたり、いじめられたりしたら、どうすればいいですか？

▶ 雇う人は、職場でパワハラ、セクハラ、モラハラなどのハラスメントが起こらないようにしなければなりません。

▶ パワー・ハラスメントを防止する対策をとらなければならない、という法律があります。

こんなとき どうする？

パワハラ、セクハラ、モラハラにあったなら……

- ➡ 相手に「NO」という気持ちを示す。
- ➡ なるべく近づかない、かわらないようにする。
- ➡ どのようなハラスメントをされたかを記録する。
→ **裏表紙**を見ましょう！
- ➡ 周りの人に相談する。
- ➡ 相談窓口に連絡する。→ **Q17**を見ましょう！



嫌な思いをせずに働ける
ように、周りの人に相談
してみましょう！



パワハラ(パワー・ハラスメント)

パワハラとは、上司や先輩が立場が上であることを利用して、仕事をするうえで必要な注意や指示という範囲を超えて、身体や心を傷つける行為や職場の環境を悪くする行為のことです。

パワハラには、同僚の間、部下から上司、男性から女性、男性から男性、女性から男性、女性から女性、取り引き先の人からなどの行為も含まれます。

パワハラの例(パワー・ハラスメント)

- たたく、けるなどの暴力
- どなる、おどす、心を傷つけるような乱暴な言葉
- 無視する、仲間から外すなど、人間関係から切り離す
- 仕事を妨害する、無理な仕事や必要がないと思われる仕事をさせる、仕事を与えない
- 私的な(プライベートな)ことに、立ち入り過ぎる

セクハラの例(セクシャル・ハラスメント)

- 不快に思うような性的なじょうだんを言う、からかう
- 不快に感じるボディタッチ、ひんぱんなボディタッチ
- 食事やデートにしつこく誘う
- わいせつな写真や動画を見せる
- 性的な関係をせまる

モラハラの例(モラル・ハラスメント)

- いやみ、かげぐちを言う
- わざと人前でしかる、恥ずかしい思いをさせる

No!

職場では、仕事や一緒に働いている人との間でトラブルが起こるかもしれません。
そんなときは、周りの人に相談をしてみましょう！

Q16 仕事中にケガをしてしまったら、 どうすればいいですか？

▶ 仕事や通勤中にケガや病気をしたとき、働く人の生活を守るための保険があります。

(())

「**労災保険**」(労働者災害補償保険)と言います。



雇っている人が、労災保険や他の社会保険の手続きをしているのか、確認しましょう！

病院へ行ったら、仕事や通勤中のケガや病気だと、伝えましょう！

「労災保険」がもらえるように、雇っている人に相談しながら手続きをしましょう！

社会保険

社会保険は、病気、ケガ、失業、老後の生活などに備えて、国、雇う人、働く人が保険料を負担して助け合うための制度です。すべての人が入る健康保険、年金保険、介護保険と働く人のための労災保険と雇用保険の5つがあります。

労災保険は、アルバイト、派遣、正社員・正職員など1人でも人を雇っている場合、雇う人は働いている人のために手続きをし、保険料を全額支払わなければなりません。

その他の社会保険については、アルバイトが正社員か、働いている時間や期間などによって、入らなければならない保険があります。これらの保険も、雇う人が働く人のために手続きをすることが義務となっていますが、働く人も保険料の一部を支払います。

働く人が社会保険に支払う金額がある場合は、給与明細書(⇒Q11を見ましょう)に書かれていて、給料から引かれています。

労働条件相談ほっとライン

「働いた時間分、給料が支払われていない」など、法律に関する問題について、専門知識をもつ相談員に相談できます。無料で、名前を言わなくてもだいじょうぶです。日本語、中国語、ポルトガル語など14言語に対応しています。



0120-811-610 (日本語)

総合労働相談コーナー

いじめ、解雇、賃金の引き下げなど、あらゆる労働に関するトラブルの相談ができます。専門の相談員が、電話か面談で対応してくれます。無料で秘密は守られます。

※全国の労働基準監督署の中などにあります。



連合「なんでも労働相談ダイヤル」

日本労働組合総連合会(連合)という、労働組合の全国中央組織が運営しています。専門の相談員が、無料で秘密を守って相談ののってくれます。



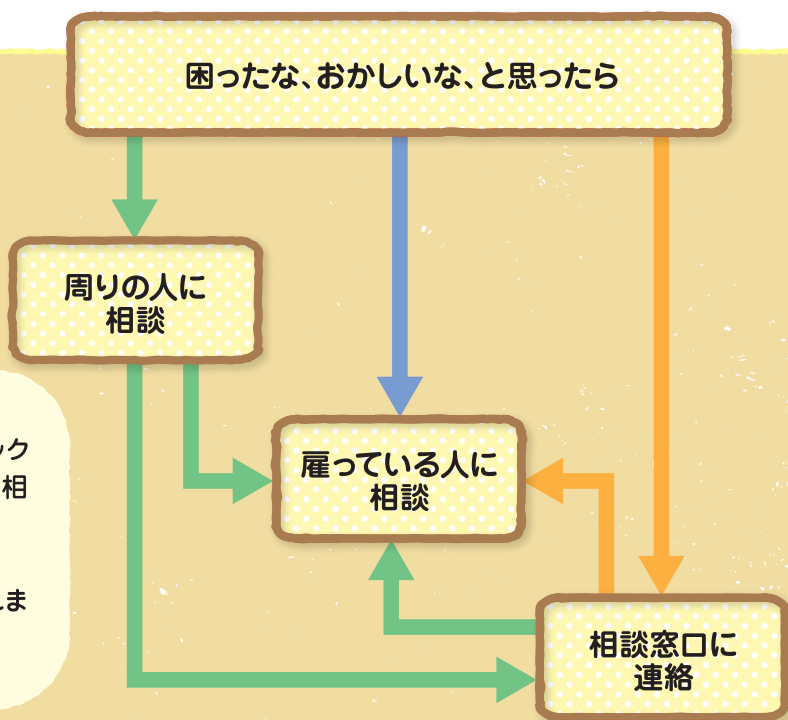
0120-154-052

Q17 働いているところで困ったことがあったら、 どうすればいいですか？

- ▶ とても勇気がいることだと思いますが、**まず話ができそうな人(友人、家族、学校の先生、周りのおとな、職場の人など)を見つけて、相談してみましょう！**
- ▶ **トラブルについて、記録をとっておきましょう！(→裏表紙を見ましょう)**



仕事でトラブルがあったり、ブラックバイトかなと思ったとき、無料で相談できる場所があります。
勇気を出して相談してみましょう！
解決の糸口が、見つかるかもしれません。



ブラックバイトユニオン

アルバイト先での問題解決のためのアドバイスやサポートをしてくれます。大学生などが、無料で秘密を守って相談にのってくれます。



03-6804-7245

Email : info@blackarbeit-union.com

労働基準監督署

働く人を守る法律に違反していないか、企業などを監視、指導しています。法律について分からないことが聞けたりします。

※働く人の安全や健康を確保し、生活を守るために、全国に設置されています。



各都道府県警察の少年相談窓口

スマホから応募したバイトが、「何となくヤバそうだけど断れず、犯罪に巻き込まれそうな気がする」など、困ったときに、専門の担当者が警察官に相談できます。





1) 困ったことがあったとき、
記録をとっておくことは
とても大事です

スマホで簡単に
できます。

◆ 記録する内容

・ノートやスマホ(スマート
フォン)に、日時、どんな

ことがあったか(誰に、どんなことをされた、どんな
ことを言われたか、など)をメモする。

- ・タイムカードなど、働いた日時が記録されている
ものの写真を撮る。
- ・どなられている様子、しつこくデートに誘われている
様子、パワハラ・セクハラの言葉などを録音する。
- ・なぐられてケガをしたところを写真に撮る。

◆ メールやSNS(LINEなど)での会話を 保存する方法

その会話を消去しないで、保存しておきましょう!
または、スクリーンショット(スクショ)で画像デー
タを保存しましょう!

- ・ホームボタンのあるiPhoneの場合: 本体上部また
は側面にある「スリープ/スリープ解除ボタン」と
「ホームボタン」を同時に押します。
- ・Android 9.0以降のスマホの場合: 電源キーを長押
します。

◆ スマホでメモをとる、 写真を撮る、録音する方法

ほとんどのスマホに「メモ」「カメラ」「ボイスレ
コーダー」というアプリが、最初からインストール
されていますので、これらの機能を使って記録で
きます。もしアプリを消去してしまっていたり、機
能がない場合は、「メモ」「ボイスレコーダー」とア
プリ検索をして、無料アプリがダウンロードでき
ます。

◆ スマホで電話の会話を録音する方法

ほとんどのスマホに電話の会話を録音できるア
プリが、最初からインストールされています。
iPhoneでは「ボイスメモ」、Androidでは「音声レコー
ダー」という機能を使いましょう!

また、一部のAndroidの機種には通話録音機能
がついています。通話開始後「録音」ボタンで録音
を開始できます。

これらの機能がない場合は、「レコーダー」とア
プリ検索をして、無料アプリがダウンロードできま
す。録音中はスマホの電源を切らず、録音を停止し
た後は、必ず保存できているか、確認しましょう!

●発行 2021年2月

●発行者 特定非営利活動法人 ACE (エース)

〒110-0015 東京都台東区上野6丁目1番6号 御徒町グリーンハイツ1005号

TEL: 03-3835-7555 FAX: 03-3835-7601

Email: childjpn@acejapan.org

URL: www.acejapan.org

●協力 沖縄県うるま市・うるま市教育委員会

NPO法人沖縄青少年自立援助センター ちゅらゆい

ACE(Action against Child Exploitation)は、1997年に設立した団体(NPO)で、「子ども・若者が自らの
意志で人生や社会を築くことができる世界」の構築をめざして活動しています。児童労働の撤廃
と予防のために、インドのコットン生産地とガーナのカカオ生産地でプロジェクトを実施していま
す。日本では、児童労働について伝える啓発活動、政府への提言活動、企業と連携した児童労働を
なくすための活動を行っています。また、日本にも存在する児童労働への取り組みも開始しました。

